

第4回 県立都市公園のあり方検討会 赤穂海浜公園部会 議事録

【開催概要】

日時	令和5年2月13日（月） 10:00～12:00
場所	赤穂海浜公園オートキャンプ場 会議室
議事次第	1 開会 2 議事 (1) 第2回あり方検討会における委員意見に対する対応 (2) 第3回あり方検討会における発表意見に対する対応 (3) 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】(案) (4) 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】(案) (5) その他 3 閉会
会議資料	出席者名簿 配席図 (資料1-1) 第2回あり方検討会における委員意見に対する対応 (資料1-2) 第3回あり方検討会における発表意見に対する対応 (資料2-1) 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】(案) (資料2-2) 赤穂海浜公園ゾーニング図A (案) (資料2-3) 赤穂海浜公園ゾーニング図B (案) (資料3) 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】(案) (参考資料) 現地確認における委員意見整理 (参考資料) 赤穂海浜公園の活性化に係るスケジュール

【出席者】

(1) 委員

分野	氏名	所属・役職	備考
有識者	赤澤 宏樹	兵庫県立大学 教授	部会長
	澤田 佳宏	兵庫県立大学大学院 准教授	副部会長 オンライン参加
	山本 浩二	関西福祉大学 准教授	
利用者	岩崎 由美子	地域活動連絡協議会 会長	
	梅本 邦夫	赤穂観光協会 事務局長	
	角岡 一頼	御崎地区連合自治会 会長	
	浜野 好正	尾崎地区連合自治会 会長	
	平田 一典	赤穂市漁業協同組合 参事	
行政	明石 一成	赤穂市 産業振興部長	
	船曳 直志	相生市 建設農林部 都市整備課長	齊藤誠委員 代理

(2) 事務局

氏名	所属・役職	備考
岡 誠	まちづくり部次長	
北村 智顕	まちづくり部参事兼公園緑地課長	
小山 達也	まちづくり部公園緑地課 副課長兼企画管理班長	
平田 昌義	まちづくり部公園緑地課 副課長兼整備班長	
守 宏美	まちづくり部公園緑地課 企画管理班 主幹	
荒谷 一平	西播磨県民局光都土木事務所 所長	
小原 孝彦	西播磨県民局光都土木事務所 管理課長	
佐藤 潤子	西播磨県民局光都土木事務所 港湾課長	

1 開会

○事務局 岡

失礼します。皆さん、おはようございます。

今日は、お忙しい中、お集りいただきまして、ありがとうございます。澤田先生もネットで参加、ありがとうございます。

それで、実はですね、ちょっと部会長がまだお越しになっていないという状況でございます、状況を説明させていただきますと、山陽自動車道ですね、加古川付近でちょっと交通事故がありまして、先生じゃないですよ、ちょっと渋滞が激しくてですね、今、加古川と、それから三木の間が通行止めになっていて、一般道に降ろされてしまっているという状況のようです。

で、ちょっと車が渋滞している関係でですね、赤澤先生、それから、うちの事務局のほうですけれども、北村課長と副課長の小山がですね、ちょっと遅れているという状況です。

で、ナビによると10時半ぐらいには着くはずなんですけど、もうちょっと早くならないかなということで、今、努力をしていただいているところなんですけれども、取りあえず、赤澤部会長のほうからはですね、説明だけでも先にさせていただいて、時間短縮を図ってほしいというようなご指示もありましたので、まずはですね、説明のほうを事務局のほうからさせていただいて、それが終わりましたら、部会長の到着を待ってですね、部会を始めさせていただく、そういう段取りで進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

では、まずはですね、説明のほう、そちらから始めさせていただきます。

○事務局 守

公園緑地課の守と申します。どうぞよろしくお願い致します。

[省略：(資料1-1) (資料1-2) (参考資料)の説明]

○事務局 岡

前段の説明ということでは、以上で終了したいと思っておりますけれども、ちょっと、残念ながらまだ赤澤先生がちょっとお越しでないので、一旦ここで中断という形にさせていただいて、赤澤先生がお越しの上でですね、部会として始めさせていただきたいと思っておりますので、すいません、ちょっと一旦休憩ということにさせていただきます。

[休 憩]

○事務局 小山

それではですね、改めまして、県立都市公園のあり方検討会赤穂海浜公園部会の第4回を始めさせていただきたいと思っております。

まず、傍聴者の皆さん方、いつもどおりではございますけれども、注意事項を配付させていただいております。円滑な議論のためにですね、この注意事項のほう、よろしくご協力いただきたいと思います。

資料についてはですね、事前に皆さんに見ていただいているところではございますけれども、一応、念のため。

[省略：配付資料の確認]

○事務局 小山

ご出席者なんですけれども、相生市建設農林部長、齊藤委員に代わりましてですね、船曳直志相生市都市整備課長にご出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○船曳直志代理委員

お願いします。

○事務局 小山

また、定足数でございます。定足数につきましては、要綱に基づきましてですね、委員の過半数となっております。今日は、澤田先生がオンラインでございますけれども、委員定数10名に対しまして、出席10名ということで全員のご参加をいただいております。

それではですね、本日は、これまで議論してきました活性化、自然環境保全のあり方、これらの考え方につきましてですね、ルールづくりということにさせていただいておりますけれども、部会としてですね、一定の考え方をつくっていきたいというふうに考えております。

それでは、議事につきましては、要綱第5条第2項により、部会長がこれに当たるとなっております。以降の議事進行は赤澤部会長のほうにお願いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○赤澤宏樹部会長

皆さん、おはようございます。

すいません、ちょっと、山陽自動車道で、ちょっと、亡くなられた方が出た事故が起きたせいで、完全に西行きが閉鎖されてしまいまして、30分ほど遅刻しました。大変失礼しました。

2 議事

- (1) 第2回あり方検討会における委員意見に対する対応
- (2) 第3回あり方検討会における発表意見に対する対応

○赤澤宏樹部会長

それではですね、今回、あり方検討会の赤穂海浜公園部会としては最終回に当たりますけども、進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

ちょっと遅れた間ですね、議事の（１）と（２）に関しては、既に私以外の方には説明をいただいて、私は事前に事務局から説明いただいていますので、理解しているつもりです。この内容の協議から進行したいと思いますので、よろしくお願いします。

ではですね、資料1-1と1-2につきましてですね、ご意見を賜りたいと思います。

その前提としまして確認しておきたいことは、今回、あり方検討会の赤穂海浜公園部会としてはここで終わりますけども、この後、年度が替わってからは、管理運営協議会にて、こういった、いろんな意見が出たことを引き続き実現していくということにつながるというふうなことが前提といえますか、土台にあるかと思えます。

ですので、あり方検討会だったからといって、全ての答えがここで全部出るわけでもなく、例えば、前のヒアリングで出た意見がですね、これはできる、できないという結論を今日ばしっと決めるとかというふうなものではない、引き続き管理運営協議会で、できるだけこれに向けたというふうなことを進めていくということを前提にご意見をいただければと思いますけども、事務局のほうは、これで私の認識はよろしいでしょうか。

○事務局 小山

はい。

○赤澤宏樹部会長

ということでですね、ご説明いただきました資料1-1及び1-2につきまして、何かご意見などはございますでしょうか。

1-1が、あり方検討会で検討してきた内容について、自然環境保全でゾーニングをやってきましたよとか、活性化では、こういった、どうしたら、よりいろんな方に参画していただけるかということを検討してきたりとかしてきましたということに対する皆さんの意見に対して、こういうふうに今回しましたと。

1-2のほうは、前の、10組でしたっけ、ヒアリングがありましたけども、11組ですね、について、おおよそそのような対応で進めていきたいというふうなことにつきまして、いかがでしょうか。

ご質問などでも結構です。

よろしいでしょうかね。

特に、1-1は、これからまた、こうしましたということが具体的に資料の説明があって、そのことについて、本日のメインの審議として皆さんからご意見をいただきますけども、1-2につきましても、おおよそ、これは駄目とかということはほぼなくですね、もちろん、できないルールというものもありますから、それは、事務局と少し、こういったことにつ

いてもきちんと検討しますと。

今まで、グレーなところといいますか、これをしては駄目とは書いていないけども、法律や条例には、やっぱり運用上難しいなということで、できなかったことも、やりようがあるんじゃないかということは基本的に考えてみましょうということなのかなという、ほぼ管理運営協議会にて検討しますというふうなことかなと。

よろしいでしょうかね。

○岩崎由美子委員

はい。

○赤澤宏樹部会長

はい、お願いします。

○岩崎由美子委員

すいません、失礼します。

資料1-2で、9番の横山さんの意見のところなんですけども、ここです、ちょっと、私も前回の資料がちょっと手元にないので、分からないんですけども、ガイドの育成みたいなことも多分言われていたんじゃないかなあと思うので、このところに、ガイドの育成という部分を少し付け加えていただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○赤澤宏樹部会長

ありがとうございます。

確かに、私も、そういったことは覚えてはいますね。結構重要なポイントだったかなと思いますけども、いかがでしょうか。

お願いします。

○事務局 北村

公園緑地課長の北村です。遅くなりまして、すいませんでした。

もう1回、議事録を確認してですね、書いてあれば追記したいと思います。

ただ、まあ、うちだけじゃない話なので、公園の中というか、この方は、周辺の自然環境も含めてなので、うちでそこまでやるのかどうか、公園と周辺環境も全部、ガイドを育成するまではちょっとやり切れないところもあるので、連携しながらということは今後あり得るとは思いますので。

提案内容としては、議事録を再度確認してですね、出ていると思われまますので、追記したいと思います。

○赤澤宏樹部会長

恐らく、具体的な答えはちょっと先になるかもしれませんが、公園だけじゃなくて、横の海岸も一緒に使っていただけるようにするにはどうするかとかということは、恐らく、今後のいろんな、指定管理者とか民間事業者とも協力して、よりいいものにしようとかというふうなことで、基本的な考えとしては非常に大事な論点かなという気はいたしました。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

おおよそ、説明をお聞きになって、当日の議論で、漏れといいますか、違和感とか、もうちょっと前向きにとか、いろんなことがあろうかと思えますけども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ではですね、よろしいといいますか、これから考えていくということを基調に今後も進めていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

(3) 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】(案)

○赤澤宏樹部会長

ではですね、議事の3番目ですね、に移りたいと思います。

検討に当たっての基本的な考え方として、まず、自然環境保全の案につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 北村

それでは、資料2-1について説明をさせていただきます。

[省略：(資料2-1) 1P 2P 3P 4P

(資料2-2) (資料2-3)

(資料2-1) 5P 6P 7P 8Pの説明]

○赤澤宏樹部会長

ありがとうございました。

では、まず、この3番目の自然環境保全案につきまして、変更点などを中心に説明いただきましたけども、ご意見、ご質問などをいただければと思います。

いかがでしょうか。

基本的にそう大きく変わることはなく、ゾーニング図というのが、前回の意見を受けて、シーズンで変わるとか、ずっとここは利用で、ここは保全とか、特に池に鳥が飛んでくるものですから、夏場はカヌーですね、遊んでもいいけども、冬場の渡りのときにカヌーがいっぱい浮かんでいると鳥が来なくなるなというふうな、ちょっと生態系にも影響を及ぼすんじゃないかということで、そういったものについてゾーニング図Bも併せて付け加えていただくということで対応いただいております。

○事務局 北村

すいません、あと、ゾーニング図Aのほうで補足ですけれども、用語がですね、ちょっと分かりづらいということもありましたので、保全ゾーンと保護ゾーンの説明を凡例の下のほうに追記しておりますので、ご確認いただければと思います。

○赤澤宏樹部会長

ということですね。

たしか、前回でも、澤田先生でしたか、都市公園というのは、基本、県民の利用を中心としてつくられているし、特にこの赤穂は、そういったレジャー系の利用にちょっと寄ったような公園ですので、保護という考え方はないんじゃないかというふうなことでご意見をいただけてきていまして、そういう点はそうかなあと。

ここは立ち入ってはならぬというほどではなく、ここのように、少し濃い保全ゾーンですね、池の真ん中と縁にありますけれども、こういった湿地のところも、みんなで管理しながら、観察会などしながらということで、利用も含めて、少し守りながらというニュアンスが強いんですけども、保全ゾーンというふうなことで位置づけているということになります。

いかがでしょうか。

○岩崎由美子委員

はい。

○赤澤宏樹部会長

はい、お願いします。

○岩崎由美子委員

すいません、前回の会議のときにも、意見、提案というか、塩性湿地の写真なんですけど、前回も多分、みどりゾーン、Bの保全ゾーンの塩性湿地の写真なんですけど、看板はないですね。これでいいんですかね、このままで。これはちょっと違うかなあとと思って、前回も言わせていただいて、写真を別のものに差し替えたほうがいいんじゃないですかというふうにちょっと提案させていただいたかなと思うんですけども。

これでよければ全然いいんですけど、これがあるかという、ないですね、今。そこはどうか、いいのかなあとと思ってしまって、ちょっと今、写真を撮り直して載せたほうがいいんじゃないですかねと。今の現状は違いますよね。だから、ここはちょっと違うかなと思うんですけど。

○赤澤宏樹部会長

ありがとうございます。

○事務局 北村

ありがとうございます。現状に合わせて差し替えたいと思います。すいません。

○赤澤宏樹部会長

これね、できれば、現状の中でも、一般の方が見て塩性湿地と分かるような、これが正しくても、多分、一般の方が見たら草地に見えちゃって……

○事務局 北村

ただの草っぱらに見えるというのは、先生のご指摘のとおりです。

○岩崎由美子委員

ちょっと塩性のよさそうなところを……

○事務局 北村

はい。

○赤澤宏樹部会長

せっかくゾーニング図Bもつけてですね、赤で塗ってやられていますけど……

○事務局 北村

これも、辛うじてアッケシソウと書いてあるんですが、今ないので、確かに……

○岩崎由美子委員

ないので、虚偽になると思うのでね。

○事務局 北村

ご指摘のとおり、失礼いたしました、写真を分かりいいものに差し替えさせていただきます。

○赤澤宏樹部会長

お願いします。

ほか、いかがでしょうか。1番、2番……

○澤田佳宏副部長

よろしいでしょうか。

○赤澤宏樹部長

はい、お願いします。

○澤田佳宏副部長

いいですか、すいません。

○赤澤宏樹部長

ええ。

○澤田佳宏副部長

ゾーニングのAのほうの図なんですけども、揚げ浜式塩田の部分は施設ゾーンの扱いになっているんですけど、今後の活用とか保全とかを考えたときに、揚げ浜式の部分だけを、施設ゾーンの中なんだけども、保全ゾーンにちょっと位置づけていただくことはできないでしょうか。

○赤澤宏樹部長

前回、これもいただいた意見で、こういう、塩をつくるということをしているがゆえに、そのような植生が出てきていた、これからも出てき得るというふうなご意見をいただいた部分ということでよろしかったでしょうかね。

○澤田佳宏副部長

そうですね、はい。まあ、ゾーニング図Bのほうにそれを入れてもええとは思いますが、でも。

○事務局 北村

ありがとうございます。

今言われたようにですね、ゾーニングBのほうの指摘にさせていただきたいと思います。なぜかというとはですね、やはり、揚げ浜式塩田として機能しての効果だと思いますし、あと、現場の実務的な話でもですね、1回こういうものを保全ゾーンとかにするとですね、逆に、塩田としての手も入れてはいけないんじゃないかみたいな話になりがちなのでですね、そこは、施設としてはきちんと運用する、要は、今、ヨシとかが生えているのはいい状態ではないのでですね、それはちゃんと刈って、今後使えるように、塩田として機能するようにする、その機能している中で、塩性の植物とかもちょっと生えてくるということ

かと思いますので、ゾーニング図Bのほうで注意書きを入れるようなこととしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○澤田佳宏副部長

はい、それでいいかと思えます。

○事務局 北村

ありがとうございます。そのように対応させていただきます。

○赤澤宏樹部長

よろしくお願いします。

その際ですね、そうすると、Bがですね、Aじゃないものというのか、いろんな季節とか使い分けみたいところが、1枚のBというところになって、集約されています。

で、事務局にちょっと聞いてみますと、例えば四季ごとにつくるとかやったら、ないところもつくらないといけなかったりとか、場合分けがむちゃくちゃ多くなってくるので、1枚に集約していただいているということです。

ということとなると、少し詳しく説明を入れたほうがいいんじゃないかと。今ご覧いただいているやつでも、黄色とピンクでも内容は全然違うんですね。黄色が四季ごとに変わりますみたいな、冬場は水鳥のための環境になりますよという黄色と、ピンクは、これ、毎日というか、週ごとに大潮と小潮と変わるとかですね、というので、干満の時間も大小も変わるようなことが1枚の図に入ってきて、そこに、今ご意見をいただいたのは、揚げ浜式のところは常にということですよ。

塩をつくる活動をしていけば、ずっと、その周りには少し塩性の植生が出てくるんじゃないかということで、これは、シーズンというよりか、特別なみたいな、これからみたいなのが入ってきて、時間とかが、いろんなものがありますので、それは次のこの図に書いていただいたほうが理解しやすい。1枚に集約するならば、説明を詳しく書いたほうがいいんじゃないかという気がいたします。これもご検討いただければと思います。

○事務局 北村

ありがとうございます。

今、揚げ浜も含めて3つしか話がないんですけども、まず、今後の説明はもう少し書きます。今後ですね、情報が増えてくると、例えば季節ごとの色分けをしたほうがいいんじゃないかとかですね、そういったことも出てくるかと思えますけど、何せ今まだ3つなのでですね、ちょっと、それはもう少し集約してから案の整理は考えていきたいと思えます。

○赤澤宏樹部会長

そうですね。冒頭の事務局の説明にありましたように、これからも増えていくといいですか、利用によって変わっていくことも考えられますので、現時点はというふうなことでご理解いただきたいと思います。

ほか、いいでしょうか。

○岩崎由美子委員

はい、すいません。

○赤澤宏樹部会長

はい、お願いします。

○岩崎由美子委員

すいません、ゾーニング図のAなんですけれども、前回、見学をしに行ったときに、松の木も何かちょっと伐採されていたりとか、自然に松の木が何か枯れていたりとかというところは、保全ゾーンとかではないんですかね。

ちょうど、こっち側の海沿いのところの切れている、切れていますよね、保全ゾーンが途中。こっつてどう、この間、見に行つて初めてちょっと気がついたんですけど、ここは保全ゾーンではない感じですか。ちょっとご質問なんです。

○赤澤宏樹部会長

遊具がある、総合遊具が置いてあるところ……

○岩崎由美子委員

端は、でも……

○事務局 小山

南側ですか。

○事務局 北村

南の端のところですね。

○岩崎由美子委員

松の木があるじゃないですか。

○事務局 北村

ええ。

○事務局 小山

枯れているところですね。

○岩崎由美子委員

枯れていて、何か、切ってあって、勝手に生えているみたいに言われていましたよね。

○事務局 小山

はい。

○岩崎由美子委員

あそこって、このピンクの、端までピンクのところではないんですか。ちょっと分からなくて……

○事務局 北村

公園の一番海側の端のところは、確かに、松が自然に生えてきているものとかもあったりするんですけども、今のところ、まだ図示するほどたくさん生えていないという感じでおります。別に、施設ゾーンだからといって、今生えている松を切ってしまうという気もないんですけども……

○岩崎由美子委員

はい、はい、はい。

○事務局 北村

ちょっと、量的にもまだそんなに多くないし、逆に、松枯れもあったりとか、種から生えてきているやつがあったりとかで、ちょっとまだ見えていないというところはあるんですけども、我々として、積極的にここに例えば松林をしっかりとつくりたいというわけではないので、ただ、生えてきているものを切る気もないんですけど、ちょっと、そんなような状況です。

○岩崎由美子委員

はい、分かりました。

○事務局 北村

なので、施設ゾーンに今しております。

○岩崎由美子委員

施設ゾーンでということですね。分かりました。

○赤澤宏樹部会長

非常に微妙なところですよ。あの海沿いのところ、これまでの議論の中でも、海沿いに松林がずらっと並んでいるといいということのと、海が見えへんやんということがあって、それは松だけじゃなくて、ウバメガシとか、主に、人の背丈をちょっと超えるぐらいで、もさっと生えているようなものについては除去して行って、すっきりとした松林で、海岸の景観はつくるけども、海が見えるよみたいなところにこれから向かっていくのかもしれないけども、少し、そういった大きな方針というのがまだ固まっていない状態なんですけども、今のところはこのような試験的ということでご理解いただければ。

ほか、いかがでしょうか。

何か。よろしければ。

○岩崎由美子委員

すいません、ちょっと基本的なことに戻るんですけど、伐採があるじゃないですか、日常の伐採と特別な伐採とか。この伐採に関するこういう図案というのは要らない感じなんですかね。伐採の図という、この色分けしているみたいなものは要らないんでしょうか。

○事務局 北村

伐採図というのは……

○赤澤宏樹部会長

恐らく、木本植生がこんなもので、だから、これぐらい切りましようとか、あるいは、ぼうぼう……

○岩崎由美子委員

ここに、これなんかを、伐採の、なんていうか、日常的な、なんて言ったらいいんだろう、あっ、これは別に、これをこういうふうに伐採するというものではないんですよ、ここの。

○事務局 小山

ないですね。

○赤澤宏樹部会長

それは、もう少し細かい図で大体つくって、管理方針とかを決めて、これはこういうふうな高さで、これぐらいにしていきたいと思いますとかというのは……

○岩崎由美子委員

ああ、なるほどねえ。

○赤澤宏樹部会長

別に決めるところですね。

○岩崎由美子委員

ああ、じゃ、別に、ここにそういう、こういうものの伐採があるみたいな図は別になくても大丈夫なんですか。

○赤澤宏樹部会長

そうですね、特別に何か、今決まっている、積極的に、今言ったような松がいっぱい生えているのを間伐して、こんな林にしましょうというのが決まっていれば、そういったものがゾーニング図でも出てくるかもしれませんが、基本的には、この次の全部で……

○岩崎由美子委員

はい、分かりました。

○事務局 北村

まず、資料の2ページ目からちょっと見ていただければと思います。

ゾーンごとにですね、樹木等管理の手法というところで書いています。ゾーンごとに、どういうふうにしていくかというところがあって、施設ゾーンと利用ゾーンだと、施設運営に支障となる樹木は適切に管理するということで、支障が出てくるものは伐採をすることもあります。

で、保全ゾーンになると、必要に応じて手を入れながら自然環境保全という目的があるんで、利活用に応じた樹木管理をしていく。保全ゾーンなので、そこは建物を建てるとかという場所では基本的にはないので、そういうところだと、おのずと樹木の保全ということが優先されていくというようなこと。

で、低未利用地ゾーンはもう最低限の樹木管理ですけど、赤穂においては、見ていただいたとおり、木なんか生えていないような場所にしておりますので、まず、こういう方針があった上でですね、ゾーンの絵にして、方針はあるんですけども、具体的に木を切ろうというときになったら、計画段階でもお知らせしますし、実際、作業に着手する段階でも

お知らせします。

なので、施設ゾーンだから勝手に切りますという話ではなくてですね、お知らせをして、ちょっと待ったというところがあれば教えてくださいという制度のつくり方になっております。

○岩崎由美子委員

この図と、ここに書いてあることがひもづけされているということですね。

○事務局 北村

そういうことです。

○岩崎由美子委員

これを見て、ひもづけは分からないですよ、何となく。

○事務局 北村

ああ、なるほど。

○岩崎由美子委員

何かちょっと、このひもづけが分かるようになれば、もっと明確になるのかなと思いますけど。

○事務局 北村

ゾーニング図Aのほうに、やはり凡例が要るのかもしれませんが。

○岩崎由美子委員

ちょっと、これにあったほうが、何か、伐採に関することが分かりやすいのかなというふうにはちょっと思います。

○事務局 北村

そうですね、ゾーニング図Aを見れば分かることが便利だということですね。

○岩崎由美子委員

そうです。伐採のことが分かるようにしたほうが……

○事務局 北村

分かりました。レイアウトの工夫をさせていただきます。

○赤澤宏樹部会長

よろしくお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

ゾーニングと樹木伐採、遊具についてはよろしいでしょうかね。

この表現の仕方ですね、どんな区分かということをごきちんと図面と照らし合わせるということでご意見をいただきました。

あとは、その後は、いろんな事前周知、それをするときの事前周知、これはほぼ前から変わっておらずで、進めさせていただいて、これも次も一緒ですけども、一番上の県民が参画するための取組の実施がちょっと少ないような気も、これは遊びの話ですけども、気がしますけども。

特に、皆さんは、市民委員の方も多いかと思うんですけども、県としてこういったことでやっていくんだらうなあと、で、今まで協議会とかで話し合ってきたことが集約されて、こういうふうに進めていくんだらうなと思いながら、何か自分がやろうとしたとき、これはどうなのと分かりますかね。

例えば、景観ゾーンで樹木伐採しますとかというのは、まあ関係がないような気がしますが、例えば、前、園内を見学したときに、県民の森だったですかね、プレーパークをやったらいいなあって何人もの方がおっしゃっていましたが、プレーパークをするならするで、感じがちょっと変わるというか、子どもが目を見つめようように下草はちゃんと刈らないといけないし、大きな木は大きな木でちゃんと残すというか、保護していくとかというふうなことを決めておくとか、で、中途半端な木は、これはプレーパークでは使わないようにということを決めておくとか、少しやっぱり工夫なんかは出てくるけれども、それはまだ決まっていないし、やっていないから、ゾーニング図には落ちていませんけども、そういったことを協議しますと。

恐らく、それは、どうなのかなあ、特別な伐採なのかなあ、勝手にいつの間にか誰かがやって、プレーパーク用の森に変わっているのはちょっとあれやから、皆さんでこういった意見が出たからプレーパークにしましようって決まったし、こんなふうに行っていくから、こういうふうに使やすい森として、これからは団体も戻していきましょうとかを含めて、管理運営協議会で何かこう議論していく、そういったイメージかもしれません。皆さんの利用。

あと、私からちょっと、じゃあ、確認というか、まだ決まっていないことだと思いますけども、民間活力の導入みたいなことが前から少し話があって、可能性があるよということでしたね。

で、主に、自然環境を保全しながら、そういった楽しい活動をする方を呼んでいくと。で、ゾーニング図Aでいうと、恐らく、このオレンジの低未利用ゾーンというのがその対象になり得るといえるか、なりやすいといえるか、今使っていないので、活用しようということを出てきそうな気がしますが、どんな形か分かりませんが、今、民間活力の活用

といったときに、いろんな方法がありますからね。

ただ施設を建てていただいただけとか、その後の維持管理まで広くお願いするとか、活動をちょっと促進していくことまで、指定管理者と協力してやりましょうとか、いろんな方法があって、まだ確定はしていませんけども、大体まあ、ゾーニング図でいうとオレンジ色のところとか、あと、その横のピンクのところ辺ですかね、民間活力といええ。

保護、保全に民間活力をとすることは、あまり、タイプとしては少ない話なので、主にピンク色のところ、オレンジを中心にピンクのところ、何かそういったことがあるかもしれないというふうな理解でいたらよろしいですかね。

○事務局 北村

はい。

まず、低未利用ゾーンについては、もう見ていただいて明らかなとおりで、まずはこちらの活用ということ民間活力導入でやりたいというふうに考えております。

あわせて、ほかのところをどうするのかということについてもですね、もちろん、施設ゾーン、ほかのところでもやりたいということになれば、施設ゾーンが中心になりますけれども、どんなものが出てくるか分からないというところがあります。

例えばプレーパークを有料でやりたいみたいなことが出てきたりするような話になったらどうするのかとか、もう少しですね、検討していきたいと思います。

この後、活性化のほうで出てきますけども、勝手に県で決めて、勝手に公募するというのをしないような仕組みを提案させていただきますので、それは、公募する前の段階ですね、管理運営協議会の皆様と利用者の皆様の意見を聞くような仕組みをご提案させていただきますので、そちらでまたご確認、ご意見をいただければと思います。

○赤澤宏樹部会長

はい、分かりました。ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。まずは、自然環境保全につきまして、よろしいでしょうかね。

もちろん、この自然環境保全だけで完結するようなものではありませんので、全体を通してということで、またご意見をいただきますので、一旦ここで3番目の自然環境保全につきましては終わりたいと思います。

ありがとうございます。

(4) 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】(案)

○赤澤宏樹部会長

では、続いて、4番目の検討に当たっての基本的な考え方の活性化案につきまして、事務局からご説明をまずお願いします。

○事務局 北村

続きまして、資料3をご確認ください。

[省略：(資料3) 1P 2P 3P 4P 5P 6Pの説明]

○赤澤宏樹部会長

ありがとうございました。

では、この活性化につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えますけども、いかがでしょうか。

先ほどのゾーニングなどとの関連でいえば、この公園、都市公園なので、全域が、ゾーニングの色にかかわらず、活性化の対象になるということによろしいですね。保護ゾーンというのはちょっと外れることになるんですけども、赤穂にはないので、保護というのは。

で、保全ゾーンの中でも、自然を守りながら、プレーパークなどもそうですし、塩性湿地を観察するとか環境学習に活用するということも含まれるので、全てにおいて対応される。

あと、ちょっと私の意見としては、最初の1ページ目に、ボランティアというのが、課題としても、これからも公園ボランティアのさらなると書かれていますけども、何かこう、ちょっとニュアンスがもう時代的に変わってきているというか、本来的には、自発的にやる方は全部ボランティアだから、間違っていないんですけども、何となく、無償でやらなあかんことをやってもらえる人みたいなイメージがですね、言葉的に日本では強くありますので。

今回はもう、市民の方も事業者の方も各種団体の方も、恐らく指定管理者も、コーディネートしながら、自分もプレーヤーになりながらみたいなことで、いろんな方が一緒になって公園を活性化していくことが基本という話をずっとしてきた気がしますので、ちょっと言葉を整理していただいて、今まで議論した、今だったら、全体を通して理解できるようにしてもらえたらなということを私からまずちょっと申し上げたいところです。

それを前提に、少し、皆さんからも、ご質問、ご意見といたしますか、管理運営協議会をどうしていったらいいか、拡充、設置とか、何か、新たな仕組み検討とかと書いていますけども、そんないろんな方と一緒に活性化するためにはというふうなことでお考えいただいて結構かと思えますけども、いかがでしょうか。

○事務局 北村

それでは、すいません。

○赤澤宏樹部会長

はい、お願いします。

○事務局 北村

先に、今、赤澤先生からお話のあったところ、確かに、ボランティアという言葉を使って、ただでやってくれるというイメージをまだ持たれている方も多いんですけども、有償のボランティアもありますし、それこそ、自発的にやって稼いじゃうということもあるかもしれません。

で、県のほうでもですね、何か、公園で稼ぐのはいかんみたいなことを思われている人がまだ多々いらっしゃるんですけども、そうではないのですよね、適切な使用料を払って、していただければ、自発的な取組の活動でお金のやり取りが発生することも構わないというふうに、世の中、そういうトレンドになっているので、本来の意味のボランティア、自発的に活動するということをはっきりと分かっていくように記述を追記したいと思います。記述内容については、赤澤先生とまたご相談をさせていただければと思います。

○赤澤宏樹部会長

恐らく、論点として、もうかるか、もうからないかみたいところでやると、過去の議論に戻っちゃうような気がしますね。やはり、経済的にもというの、やっぱり持続するということがすごく大事で、ずうっとこの公園のよさを来園者の方に提供し続けるために必要な活動は、全て、公共も民間事業者も市民も含めてもいいんじゃないかというふうなことにすればいいかなという気がちょっと私はいたしていますけども、いかがでしょうか。

ちなみに、ずっと、管理運営協議会って何というのを全体会でもこの会でも説明いただいて、図とかをつけていただいて、今こんなのとやっていますけども、今回、最終回の資料にないということは、あの図みたいな、こんなふうに管理運営協議会とかして、今のようないポリシーで、いろんな方々が入ってくるとか。

で、1つのポイントとしては、この前、ヒアリングをしましたよね。あれ、もうしないんですかね。今までの管理運営協議会ではやっていませんけども、あれをやったら、毎週やって、毎週違う方が来るかという、それはちょっと難しいけども、適切なタイミングで、ああいうふうな、今日どうですかと、前、言われへんかったけどもとか、ちょっと子育てが一段落したら来年からとかというふうな機会というのをつくったほうがいいような気がしていて、ちょっと、図がないというのが、非常に今日、皆さん、議論しにくい状況ではあります。

で、できたら、確定事項ではなく、これから管理運営協議会のほうで、あり方検討会、ここじゃなくて、管理運営協議会のほうで、どうしましょうかということを決めるんですけども、ここでもちゃんとあったということと、僕、県立公園全体のあり方に対して、やっぱり、資料としては、多分、明石公園、赤穂海浜、播磨中央公園で、3つの違うパターンが出てきて、こんなふうに実態に応じてやったほうがいいなということは、結構、県の中でもオーソライズしたほうがいいんじゃないかと。

私、長くこういうことをやっていると、初めて、県立有馬富士公園という、うちの職

場の近くのところで管理運営協議会を置いたんですよ。全国でも、大規模公園で、管理運営、公園のマネジメントということを協議会をつくってやった初めての事例で、すごく注目されたところなんです。

その後、問題になったのは、そこで協議会をつくって、わあわあ言って、いろんな参画がいっぱい起きて、すごくよかったですけども、県の方針として、じゃあ、全公園に管理運営協議会を置きましょうということだけは決まった。

そのとき、我々、実は反対したんです。どこでも、ただ協議会を置けばいいというものじゃありませんよと言って、やったんですけども、全部が置いて、部会が分かれることもあまりなく、ただ会議として、いろんな学識、民間、一般公募みたいな人があって、年に2回、口の字形の会議をするみたいな感じで、なかなか対応しにくかったということで、やはり、きちんとした場合分けとか、今回の検討会であったような、この資源を最大限活用するとか、新しい方にずっと入っていただくとか、しかも、いろんな新しい方に入っていただくということのための、やっぱり、いろんなタイプがあるということは、やっぱり、全県でもちゃんとやったほうが。

それで、今後、今回、3公園だけであり方検討会をやっていますけども、それじゃない、次の第2弾の県立公園もあるわけですから、穏やかにしていくところは穏やかにしていっていいと思うんですね。で、ここだけはやるというようなところは、ここだけやるというふうなことで、やっぱり、人をそろえていくということが大事ななという気がいたしますので、ぜひとも。

ちょっと今回は図がないですけども、皆さん、覚えていらっしゃいますか。何か、協議会があって、部会があって、何かがあってというような、ちょっとイメージがしにくいんですけども、今日は。

ぜひとも、これからの管理運営協議会で、どうやったら新しい方が意見を言いやすいかとか、やりたい方がハードル低く参加できるかみたいなこともちょっと意見をいただければと個人的には思いますけど。

もちろん、そのほかでももちろん結構ですので、いかがでしょうか。

○事務局 北村

じゃ、すいません、ちょっと議論を進めていただいて、その間にですね、画面のほうで今、管理運営協議会の図面を共有させていただきます。澤田先生、ちょっと画面が落ちますけれども、しばらくお待ちください。

○赤澤宏樹部会長

出ますか。

○事務局 北村

作業している間に、ほかのご意見をいただければと思います。

○赤澤宏樹部会長

この資料に関してだけじゃなくて、ぶっちゃけ、管理運営協議会をこうしたほうがいいということなんですけど。

○事務局 北村

では、その間に、赤穂海浜公園でなくて、全体の話をし少しさせていただきたいと思いません。

3月に全体会を開催して、ここの赤穂海浜公園の部会、あと2つの部会の意見を踏まえて、じゃ、今後どうするのかということをして1回議論します。

ただ、明石が今年度中に終わらないので、結論までは行かないんですけど、一定の中間議論はしたいと思っておりますが、その際に、管理運営協議会と名前はおんなじですけども、中身とかやり方は違っていいんじゃないかということも共有したいなということも考えています。もちろん、全体会での議論にそこは任せますけれども、我々からの提案としては、こういう程度の形があってもいいんじゃないのか、歴史とかやり方次第なので、ということも考えております。

それでは、今、前回の、過去の配付資料が今出ますので、ちょっとスクリーンで出させていただきます。澤田先生のほうには、本来のスコープで画面共有をさせていただきます。もうちょっとお待ちください。

○赤澤宏樹部会長

あっ、こんな感じですね。

全体事業で、これは今の播磨中央公園と赤穂海浜公園の協議会の感じを書いていて、一番、赤穂海浜がシンプル、あっ、明石公園はないんですけども、もっとシンプル、ないという状態ですけども、ただ管理運営協議会だけがあって、で、皆さんが、ほぼこの同じメンバーで指定管理者の管理運営協議会で年2回やる、それで活性化するんでしょうかということですね。

それと、今回、ヒアリングをしたような、ああいう場があってもよいような気がしますし、これまで、いろんな新しいルールもつくってきましたよね。カニを捕っていいよとかということを持ってホームページで、大分下の階層のほうですけども、ホームページで公開したりとかしてやっていったりとか。

あれで、実際、やりたい、やりたいという人が、公募だから、ちょっと数は少ないけども、今まで想定もしていなかったような、何か、ハーレーダビッドソンばかりとかですね、公園じゃないところでもできるけども、公園でやったらもっと楽しいみたいな、公園

も楽しくなるみたいな活動も来ていただける。もちろん、かきまつりなんかはもう大定番として盛り上がりがすごいですし、あれは、これだけでできるんでしょうかね。

実際、何かこう、指定管理者というか、ここはどうなのかな、ここは県が、この公園は県が管理運営協議会を運営しているんですけども、やはり、普通はというか、ほかの公園は指定管理者が事務局となってやっていたりとかします。で、まあ、職員がいないんですよ。県にもこれ用の職員が1人つけるということはまずないでしょうし、指定管理者としてもこれ用のというのはほぼないです。

そういった状況で、新しいとか、参画を促して本当にできるでしょうかみたいなことは、ちょっと難しくて、こんな人がとか人材だとか、やり方がみたいなこともご意見をいただければ、この図に書けることがあれば、これからこうしていったほうがいいということもちょっと考えたいなと思いますけども、いかがでしょうか。

今言った、例えば……

○事務局 北村

すいません、じゃあ、ちょっとその参考にするために、参考資料の一番最後のこれを見たいんですけども、今、平田委員がお持ちのものですけど、一番最後にこういった横の資料がついているんですけども、参考資料、赤穂海浜公園の活性化に係る主なスケジュール案というものでございます。

今回、我々が提案しているものが実現されると、皆様方、どのようなスケジュールになるのかということをごすね、案として例示をさせていただきます。

今までは年に2回の開催ということをおっしゃっていましたが、少なくとも4回は開催が必要になってくるんじゃないかということをお考えしました。

特に、民間活力導入に関して、今回、了解いただければ、来年度にも始めたいというふうに考えております。

このスケジュールを見ていただきますと、一番左、令和4年度3月は、例年行っている年度末に行うものですが、こちらで、今までも議論をいただきました魅力アップ計画とリノベーション計画の統合について提案をさせていただきます。

そうすると今度、令和5年度に入りまして、こちらの光都土木で進めていますコンセプトの見直しとか、あとは遊具等の選定、それから民間活力導入についてですね、こういったエリアで、どうやってやるのかというようなことの検討が進んできましたら、その検討についてですね、お諮りする、4、5、6の第1四半期のどこかでですね、ご提案させていただきます。

そこでのご意見を踏まえまして、今度、県のほうでは、下半期に入ってですね、民間活力導入に向けた委員会を立ち上げるんですけど、そういったものもやります。それに関しましては、公募方針がありますので、下半期に第2回の委員会を開いて、公募方針についてご意見をいただきたい。

それを受けて、公募方針を決めて、公募を開始して、事業者を決定するというプロセスに入ると、3回目で事業者の報告をする。

そして、年度末、4回目は、また次年度に向けての工事や樹木伐採の説明をさせていただくというような感じで、4回ぐらいに増えてくるんじゃないかと。

で、プラス、例えば意見聴取をオンラインでもするのかとかですね、それから、いろいろなメンバーをどのように入れていけばいいのかとかというような議論を行うとなると増えてくる可能性もあるということになります。

なので、皆様方、少し忙しくなるかと思えますし、管理運営協議会の中での議論によって、どんなふうに進めていくのかというところ次第かというふうに考えております。

組織についても、こういった形じゃなくて、違う形にしたいということであれば、議論いただいて変えていくなり、例えば部会をつくるのかとかですね、そういったものはまた皆様方で議論していただければと思いますけれども、少なくとも、回数は倍増する、2回から、4回ぐらいは少なくとも要るんじゃないかというふうに考えております。

○赤澤宏樹部会長

だから、実際、もうこの図ではなくなるということですよ。

今までは、もう、県の計画、魅力アップ計画とかというのが出てきて、それを諮って、これはちゃいますよ、こんなの、もっとうるか言うてということになると、県、指定管理者と我々との間のやり取りで今まではよかったけども、少なくとも、民間活力というものが入ってくる。

当面は、大きいことだから、県とか指定管理者と調整した上のオレンジ色のところに、横に民間企業みたいなことが増えてくることが多いんですけども、でも、この前、ヒアリングしたように、カヌーをやりたいとか、いろんなことをしたいとかということが増えてくると、もしかしたら、全部、県を通して、何かもう、よりすぐられた、生き残ったものだけが協議会に報告されるというよりは、一緒にできませんかとかということで相談するとか、自治会とか、何か、そういった、観光協会とかというふうなところと一緒にしましょうという、下の青い我々の協議会のところとも、何かこう、民間企業の方も、もしかしたら新しく参画する方も一緒に考えるということがまたちょっと広がっていく。今回のヒアリングみたいな形かどうかというところは分からないですけども、あるんじゃないかなというのは、ちょっと聞いていても想定はできそうな感じがしたですね。

○事務局 北村

そうですね、この図でいうと、右側の赤穂海浜公園だと、活動団体からの意見は、県、指定管理者に1回入ってから、青の管理運営協議会へ行きますけれども、ひょっとすると、活動団体から直接、管理運営協議会のほうに入るようなルートもできてくるのかもしれませんが、そこは、どのように進めるかは皆様方でご議論いただいて、直接のルートが要る

んであれば、それもいいですし、事務局をやっぱり通したほうがいいということであれば、県、指定管理者ルートでやっていく。

ただ、その頻度とか内容が、形は一緒だけど、頻度や内容が増えてくるというような形になるのかもしれない。

○赤澤宏樹部会長

ケース・バイ・ケースかなと思いつつ、いろんなものがあるし、みんなと日常、皆さんとも日常的に調整もしたほうが、よりよくなるというか、勝手にコラボして勝手にやったらもっと楽しくなることもありますから。

よくやるのが、上のオレンジの県、指定管理者という、ちょっと堅めの公共的な人たちと、地元の方が中心の協議会との間に、つなぎ役としてコーディネーターみたいなものを置くわけですね。

それで、この組織、大きな組織と年2回の会議の2つだけだったら、誰が、いろんな人と調整して実際にやっていくのを誰が進めるのかということが残ってしまうから、人材ということでも置くというのをよくよくすることなんです。

それがまあ、予算がなかったらつかないという、それ、絵に描いた餅やないかということも言われることがありますけども、コーディネーターを置かずにできる方法が絵に描いた餅ということもありますので、そこは、しっかりと必要性は書いて、それを指定管理者がやるのか、もしかしたら民間事業者の中からやりましょうかと言ってくれるのかみたいなことは、それまたタイプが幾つかあって、典型的なのは、指定管理者の中でそういった役割を置くというのが典型的ではありますけども。

ということが、何かこう話を、もうやるのが決まっているとか、今までの皆さんのご意見の中からも、何かこう、図が変わっていきそうな気はいたしますね。

はい、お願いします。

○浜野好正委員

この前、意見を聞きましたですね。その意見を反映するというのが、今日のやつの中ではあんまり生かされていないんですね。で、管理運営協議会の下に企画の委員会みたいなのをつくりまして、例えば前の11人を呼ばれたら、もう話がわあわあわあわあ言ってまとまりにくいと思いますね。

だから、協議会のところで、カヌーに関して今回はちょっと話をしようじゃないかとか、そうならば、その人たちを呼んでいただいて、そういう話で、どういうふうにして実現していこうとか、こういうふうにつづつ潰していかないと、今日聞いた意見を反映せなあかんと思うんですね。

で、最終的には、そういう人らがみんなそろって、その下の段階の企画委員会というのにいろんな人が出てくればいいんで、今、最初にぼんといろんな人が出てきますと、な

かなか実現できないと思いますんで、的を絞って、協議会で、今度はこことこことをやろうかということで、その人らに応援をいただいて、その中で話を進めていく、そういうふうなやり方がいいんじゃないかなと思います。

○赤澤宏樹部会長

ああ、なるほど。

ヒアリングをあのままやるわけではなくて……

○浜野好正委員

そうですね。その人ら、もったいないもんね。

○赤澤宏樹部会長

そうですね。直接、だから、これでもないというか、左下に企画委員会をつくって、来たい人全員集まれというわけでもなくということだから、なんでしょうね、県、指定管理者と管理運営協議会の大きな、もっと大きな丸を書いて、その中にいろんな方が参加できるみたいなぐらいの提案でしょうかね。新規団体1とか2とか、民間事業者1、2とかというのがあって、それはちょっと、まあ、それも多分、コーディネーターがきちんと整理しながら、できる、できないで、できそうになってきた段階で協議会のメンバーと一緒に話をするとかというような、そういった感じですかね。少しソフトに対応しながら練り上げていくというふうな考え方かなと思いますけども。

その場合、いかがでしょうか、前のヒアリングで観光のこととかもちょっと入っていたような気がして、公園の中だけじゃないですね。それってどうしようかというのは、私も経験があって、これまでも、まちづくりに関連する団体が来て、公園もまちもよくしたいと言うから、それは業務じゃないからやりませんと言われたこともあって、公園の指定管理者であると。正しくはそうなんですよ、ほんとに。契約上はそうなっているんです。

ただ、そもそもの公園の役割が、ここやったら、赤穂をよくしようとかというふうなことまで広がってきていて、それをしたい人が来ているという実情もある中で、だから、ちょっと、公園ということからはみ出たような活動も許容していくような図にするとか、説明するとかということも、ちゃんと書いたほうがいいように私は思いますけども、これはいろんな方の思いもあるし、行政というシステムの中で、できる、できないというのもあるので、難しいところではありますけども。

ほか、いかがでしょうか。

○梅本邦夫委員

提案ですけども。

○赤澤宏樹部会長

はい、お願いします。

○梅本邦夫委員

先日のヒアリングなんですけども、これを毎年やったらどうかと。非常に刺激的で、ほんとにリアルな市民の方々からの意見が出たんじゃないかなと。それを受けて、あり方検討会で検討して、次年度はこんなことをちょっとピックアップしましたみたいな、そういう流れでどうかと思います。

○赤澤宏樹部会長

いいですね。ということだったら、やり方もみんな分かってきて、じゃあ、もうちょっとこんな感じということで、次の年にもう1回出してくれるとか、そういう感じですね。年1ぐらいでそういう場をつくっておいた方がいいという。

そのほうも、だから、図に書いておいたほうがいいかもしれませんね。それは、協議会のメンバーだと、年1ぐらいは、ああいった、多分あれぐらいやったらできそうな感じは、聞く話はね。毎年11人来るかという、そうではないかもしれないですが……

○梅本邦夫委員

逆に、ここへ来てくださいというやり方で今回11名が来られて、ほんとによかったんですけど、逆に、我々が高校へ赴くとか大学に赴いて、実際に、高校生の意見、大学生の意見を聞くというのも1つのやり方かなと思います。

○赤澤宏樹部会長

意見を聞く、イコール、どちらかという、こちらのほうのマーケティングというか、PR活動も半分みたいなくらいの活動がいいという、それはすごく楽しそう。

意見を聞きたいところにほんとに聞けたらという気がしますから、おっしゃっていた高校とかは、もう、ほぼ関わりがない状態かもしれませんね。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○傍聴人

ちょっと。

○赤澤宏樹部会長

はい。

○傍聴人

いいですか。

○赤澤宏樹部会長

傍聴の人、すいません、ちょっとルール上、ご発言はということで……

○傍聴人

はい、分かりました。

○赤澤宏樹部会長

失礼します。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

今のようなご意見をまとめていけば、今年、今回やったヒアリングなどでの意見も踏まえながら、少し、県、指定管理者と協議会というふうな単純な構造ではなく、広げていくようなことも含めて提案ということで、ちょっと、最終回の後に追加ができるかどうかを含めて、私と事務局との相談で、全体との兼ね合いもありますから、赤穂だけえらい具体的なことがばあっと出てきて、ほかは何か、ほかは何もやっていないのかみたいなことになると駄目かもしれませんし。

もちろん、全体、この検討会として出すかどうかということとは別に、少なくとも、我々の管理運営協議会には確実にこの話が引き継がれると思っていただいていた方がいいと思いますけど。

○事務局 北村

いただいた意見については、赤澤先生とまた調整をさせてもらって、最終意見としてどのようにまとめるかを考えたいと思います。

で、全体会に対してどのように出すのかはご相談ですけれども、基本的には、現場の意見は全体会に提供してですね、現場ではこういう例もあるということは出したほうがよいのかなとは今のところ思っておりますが、そこも今後調整させてください。

○赤澤宏樹部会長

というのが、この資料でいうと、2ページ目に当たる場所ですけども、そのほか、3ページ目は、情報のあり方、ホームページなどで正しい情報をきちんと、県、指定管理者から出していただく。それを基に、いろんな、自分のやりたいこととか、よかったよとかという個人的な感想も含めて広く発信していただけるようなことを組み合わせていきたいということが3ページです。

4ページ目は、広くは民活に当たっても、皆さんと、情報発信をして意見をいただきな

がら進めていきたいと。事前の可能性調査のところから広く情報発信をして、協議会にも説明いただいて、何か、これぐらいのことを何か民間の方がやりたいとかと言ってきていますよみたいなところも事前に教えていただきながら、あっ、それやったら、こんな、こんなみたいな感じで話合いができそうだというようなことで最終のご提案をいただいている。

あとは、堅いところですね、5ページ目のところが、ちゃんと県が発信すべきところになりますと。何か、勝手に進めるようなことはいたしませんというようなことが書かれているのが5ページ目ですみたいな感じかなと思っております。

全体を見て、まずは、利用、活性化についていかがでしょうか。

○事務局 北村

すいません、ちょっと補足ですけど、4ページ目なんですけども、事業可能性調査と調査結果公表についてはですね、今回、部会のほうでお話しておりますので、今後やるとしたらですね、可能性調査で、こういった公募型をするような話、皆さんから意見をください、業者に何かくださいというのを改めてはやるつもりは今のところないんです。

なので、もし、今聞いて、1回目の部会でお話ししたような内容をベースで進めていく場合だと、今回の場合は、公募方針検討から管理運営協議会のほうに入るかもしれません。

あと、違う形でやる場合には、事業可能性調査からいきますけど、そこはイレギュラーな形になっております。

○赤澤宏樹部会長

今回のやつは、もう……

○事務局 北村

調査結果公表まで、もうしてしまっているというところなので……

○赤澤宏樹部会長

もうやっちゃっているのですということですね。

○事務局 北村

はい。

○赤澤宏樹部会長

よろしいでしょうか。

(全体を通して)

○赤澤宏樹部会長

では、最後ですね、この、なんでしたっけ、自然環境保全から活性化を通して、両方とも聞いた上でですね、まあ言うたら、保全しながら使うみたいなことなんですけども、何かこう気になる点などはございませんでしょうか。こことここがうまくいくのかみたいなところで。

はい、お願いします。

○岩崎由美子委員

すいません、活性化の4ページのここ、事業者公募までの具体的な進め方ということで、具体的な手法ってあるんですけども、最初の、前にですね、ボランティアって書いてあるじゃないですか、課題①、ボランティアの、先ほどの事業者募集とか。

じゃあ、例えば、事業者の公募じゃなくて、赤穂海浜公園でボランティアの団体とかで、例えばこういうのをやりたいとかって言った場合、じゃ、どういうふうに進めていくのかという部分は、ちょっとこの資料からだと、どこから読み取れるのかなというところのご説明をしてください。

○赤澤宏樹部会長

民活が相当、制度に基づいたような、民間事業者が参画するみたいなイメージだけでも、そのほか、もう少し、市場的なNPOの方とか、1つの小規模店舗の方が何かをやりたいとかというふうなことについてはどうなのかということですね。

○事務局 北村

ボランティア活動は、有償、無償が幅広くあるのでですね、商業行為も入ってきちゃうということはあるのかもしれないんですけども、基本的には、大きなPark-PFIだとか指定管理者制度とかですね、制度物になってこないようなものであればですね、管理運営協議会、指定管理者、それから、当然、県も含めての日常の管理運営協議会の中での議論と、それから手順で対応していただければというふうに考えております。

○岩崎由美子委員

その部分の文言がないので、ちょっとそこを付け加えていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、どこかにありますか。

○事務局 北村

2ページ目の下のほうで、誰もが意見を出せる仕組みづくりのところ、公園利用者などからの提案型企画を促す取組強化で、相談窓口の明示や利用者が利用しやすい仕組みの創設というところがあるんですけども、どんな仕組みを創設するのかというところは、確

かにまだ出ていないんですが、それは、協議会の皆様方とですね、また協議会のほうで議論を進めていただきたいと思います。

先ほど赤澤先生からお話がありましたように、あんまり仕組みを整えてもですね、スタッフも限られていますし、このメンバーの方々の日常もありますので、絵に描いている餅の仕組みにするわけにいかないの、そこは現場のほうで今後議論する、どういうふうに進めていけばいいのか、むしろ議論をお願いしたいところです。

ただ……

○岩崎由美子委員

これで見ると限りでは、ほんとに、事業者で公募することに関しての活性化というふうに取れるんですけど、やっぱり、ボランティアとかで、民間のNPOとか、例えばですけど、その事務所のところで何かやりたいねみたいな、私はおとしとか去年とかやらせてもらっていたんですけど、コラボで、何か、そういうところの、じゃ、どこにどうしたらいいかみたいなのがやっぱり明記されていないとアプローチしにくいかなというのは、これを見た感じで、いや、今度、私、あそこで何か工作教室をやりたいけど、どこに言ったらええんやろみたいな、これではちょっと読み取れないかなという……

○事務局 北村

すいません、分かりづらいですね。それがまさに、今後の取組案の、誰もが意見を出せる仕組みで、相談窓口の明示というところ、どこに相談しに行っていくのかすら分からない、突撃取材ですね、管理事務所に行ったりとかしないと分からないというところは不親切なのでですね、それで、やりたい人はここに来て、例えば管理事務所に来てくださるとかという、ここを明示するところから始まるんです。

その際に、内容によってですね、あっ、それはもう自由にやってくださいというような内容なのか、それは県の許可が必要な内容ですよ、あるいは、そんな大きな話は、それは大きな制度に乗っかってやらないと無理ですねとかということや相談したりとかですね、というような体制をきちんとつくって明示して共有することが要るかなと。

今は、そこは、はっきり外にも示していませんし、中の運営としてもですね、仕組みが整っていないので、何か来たら慌てて、どうしようってその場で考えるようになっちゃっているんです。そうすると、利用者の方もあれなので……

○岩崎由美子委員

これまでの会議で、チラシをつくりましたよね。

○赤澤宏樹部会長

はい。

○岩崎由美子委員

つくっているんですよね。

○事務局 北村

ええ。

○岩崎由美子委員

だから、まあ、そういうことの、もう少し混合的な部分と、きちっとした、じゃあ、こういうことがありますみたいな、お約束がありますみたいなものの形をつくらないと難しいんじゃないか。もう、これだけ見ると、じゃ、もう、そうじゃなくて、事業者公募だけなのかなというふうに読み取れるので……

○事務局 北村

なるほど。

○岩崎由美子委員

そういう部分がありますという部分を見せないと、多分ちょっと駄目なんじゃないかなと。

○事務局 北村

そうですね、管理運営協議会で、これまでも、そういうボランティア活動とか、公園内で活動したい人募集というのをアピールしたりとかというのをしていたのは存じ上げておりますので、それをもっともっとちゃんと広報するというようなことは必要だと思います。

で、この資料の中にもそれを入れるようにします。赤穂ではこういうふうに過去やってきていますけど、もっともっとこれをみんなに知ってもらえるようにしましょう、仕組みを整えていきたいと思いますという例示を出すようにいたします。

そうすると、これを見た方も分かるかと思いますので、もちろん、これに書くだけじゃなくて、実践するということがありますけど、そこをちょっと、参考資料になるか、どういうふうなレイアウトにするかはこちらで考えますけれども、入れて分かりやすくしたいと思います。

ありがとうございます。

○岩崎由美子委員

はい。

○赤澤宏樹部会長

非常に重要な観点かと思えます。それも、この画面で出ているような管理運営協議会の機能とか仕組みが整理された上で、じゃあ、どういう手順がというのは対応させていけるような気がしますし、例えば、4ページ目の、民間事業者の事前可能性調査とか、書いているような、これぐらいの5段階ぐらいで、順番で提示するぐらいやったらできそうな気がしますね。

いろんな、広く広報をして、こういったところで、まずは、こういったことで、簡単に受け付けて、協議会で意見をもんで、出したらすぐできるというものじゃなくて、よりよくみんなでできませんかというプロセスもあったりとかしますよとかというふうなことも含めて、ちょっと、こういった段階で、簡単なことでも進められるような気もいたしますね。

もちろん、これ、どの内容でも、これで書いたから、これで確定で、未来永劫ということでもありませんので、現時点でということ整理もできるかなという気がいたしました。また事務局とご相談させていただきたい。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか、全体を通して。よろしいですか。

おおむね、このあり方検討会で、協議会と何が違うかなと思いながら始まったところもありますけども、まあ、まあ、想像したとおりに、融合して行って、ヒアリングなんか、このあり方検討会で新しくやってきたことが、やっぱり、協議会としてもいいような感じがすごくして、あっ、我々が分かっていたつもりでも、まだこんなふうに意見をいただける方がいるんだ、考えていなかったようなアイデアもまだまだあるんだということも分かりましたし、そういったことを今回のあり方検討会でまず一旦まとめて、協議会でも引き続き実現していくというふうな方向性で、この検討会の取りまとめを進めていきたいとは考えておりますけども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

(5) その他

○赤澤宏樹部会長

では、最後の議事ですね、(5)のその他につきまして、何か事務局からありますでしょうか。

○事務局 北村

それでは、これでですね、部会としては議論を終了とさせていただきます。今日出た意見を含めてですね、最終的にどういう形にするかは、部会長一任という形ですね、赤澤先生のほうとご相談をさせていただいて、最終報告を確定ということにさせていただきますと思います。

また、今回の部会でも繰り返し出てきましたけれども、具体的な利活用に関わる話などはですね、今後、管理運営協議会の皆様方において引き続き検討、実現をしていただくということになりますので、よろしくをお願いします。

また、もちろん、気づいたことがあればですね、お早めに事務局のほうに、今日終わった後でも、あれば、意見をいただければと思いますけども、早めをお願いいたします。

以上です。

○赤澤宏樹部会長

これでよろしいですね。

そうしましたら、これで終わりたいと思います。

最後の進行を事務局にお返しします。

3 閉会

○事務局 小山

赤澤部会長、そして委員の皆様方、本当にありがとうございました。

4回にわたりまして、やらせていただきましたけれども、皆様方の活発なご意見によりましてですね、当初、我々が考えておりまして、ご提示させていただいて、全体会のほうから提示されたような議論をですね、随分詳しく、また、地元ならではのご意見をいただきましたので、非常にいい案をつくれそうになってございます。

先ほど申し上げましたとおり、赤澤部会長のほうとですね、私どものほうと調整をさせていただきます。その内容については、また皆様方にお示しをさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、県立都市公園のあり方検討会赤穂海浜公園部会をこれにて終了させていただきますしたいと思います。

終了に当たりまして、私どもの岡次長のほうからご挨拶させていただきます。

○事務局 岡

一言お礼を申し上げたいと思います。

皆さん、本当に熱心なご議論をいただきました。ありがとうございました。

そしてまた、この場にはいらっしやいませんでしたけれども、ヒアリングに参加していただいた11名の方々、ほんとに熱い思いがですね、伝わってまいりました。ほんとに、この場を借りてですね、お礼を申し上げたいなあとというふうに思います。

この県立都市公園のあり方検討会ですけども、そもそもは、一番最初にも申し上げましたですけども、明石公園のほうでですね、樹木伐採に関してですね、いろんなご意見、県民の方から非常に多大なご意見もいただいた、で、活性化に対してもいろいろご意見をいただいたということを踏まえてですね、我々のほうも、なかなか、コミュニケーション

といいますか、県民の方々、公園利用者の方々との意思疎通がしっかりできていないなあというような反省に立ちましてですね、この検討会を設けさせていただきました。

そういった点につきましてはですね、皆さんに、いろいろご意見、ご議論をいただいた関係でですね、一定の方向性といいますか、皆さんのご意見の反映の仕方ですとか、いただき方、それから、例えばゾーニングという手法を用いて、県の考え方、皆さんの考え方を合わせていく、共通の認識を持つというようなことについてですね、一定の共通認識といいますか、そういったもののつくり方、ルールづくりであったりとか、そういったものの方向性というのを導いていただけたかなというふうに考えております。

今後につきましてはですね、個別の運営ということになりますと、管理運営協議会のほうでですね、ご議論をいただくという部分が多いことになってまいりますわけですけれども、皆さん、管理運営協議会の委員を兼ねていらっしゃる方がほとんどでございます。今後ともですね、いろいろとご意見、ご指導をいろいろいただきたいというふうに思っております。

もちろん、県としましてもですね、一緒になって取り組んでいきたいというふうに考えておきまして、我々まちづくり部という部分では、公園全体の調整でありますとか、あと、まあ、元手になります予算の確保とかですね、そういった点についても努力をしていきたいなあと思っています。

で、土木事務所さんにおきましてはですね、管理運営協議会の事務局をお願いしているところですし、実際の施設整備とか、そういった関係も土木事務所さんをお願いしているというところもあって、県、両面一体となっておりますね、取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

それではですね、今後とも、赤穂海浜公園がですね、県民の皆様にも親しまれます公園であり、たくさんの方が訪れる公園になりますことを祈念いたしまして、最後のお礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

○赤澤宏樹部会長

ありがとうございました。

○事務局 小山

すいません、最後に、連絡事項だけご説明させていただきます。

いつものように、今日の会議資料につきましてはですね、公園緑地課のホームページに、14日火曜日に公開、あしたですね、14日火曜日に公開のほうをさせていただきます。

それから、議事録につきましては、速記録、それから議事概要を3週間を目途にホームページに公開のほうをさせていただきます。内容確認のほうのご協力をお願いしたいと思います。

それから、会議の中でですね、ちょっとご紹介させていただきましたが、バイオーム、あるいはパークフルという公園のソフトですね、スマホで簡単に入れられますし、また、投稿などもですね、簡単にできるものでございます。

これって、多くの方が参加いただいて、発信をいただけませんと盛り上がりませんし、実は、我々もこれで初めて知ったんです。まだまだ投稿数が少ないんですね、皆さん方のほうでお使いいただく、また、皆さん方のお友達に広げていただくといったことですね、多くのご意見がふだんから取り入れられるということになりますので、ぜひともですね、このバイオーム、パークフル、これに限るわけではないんですけども、こういったものもですね、ぜひ皆さん方のほうでお使いいただきたいというふうに思いますので、これもご協力いただければというふうに思います。

それでは、長期間にわたりましてお世話になりました。

どうもありがとうございました。

○事務局 北村

ありがとうございました。

以上